

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））の交付対象事業の決定（令和5年度第2回）について

令和5年8月2日

内閣府地方創生推進事務局

地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）の交付対象事業について、以下のとおり決定した。

1. 趣旨

デジタル田園都市国家構想を推進するため、「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援する。

2. 対象事業

（イ）の移住・起業・就業型で申請された事業を対象として、以下の（ロ）に掲げる事業分野のいずれかに該当し、先導性を有する事業を対象事業とする。

（イ）移住・起業・就業型

過度な東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策を図るため、UIJターンによる起業・就業者の創出等を行う事業

（ロ）事業分野

各地方公共団体において、それぞれの総合戦略に位置付けられた（ないしは位置付けられる予定である）事業であって、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

- (1) 地方創生移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業
・都道府県及び市町村が共同して行う、東京23区の在住・在勤者（東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域からの通勤者を除く。以下同じ。）で、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住して就業又は起業した者等に対して移住支援金を給付する等の事業
・都道府県が行う、就業に係る移住支援金の対象となる就業先について、統一性・一覧性を持って検索可能である幅広い求人情報の提供や、効果的な求人広告の作成等を支援する事業
・移住支援事業を行う市町村等が行う、都市住民の立場・視点を把握する大都市圏の企業人材を市町村の移住支援窓口強化のために受け入れる事業

- (2) 地方創生起業支援事業

- ・ デジタル技術を活用した地域課題の解決を目的とした起業をする者及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業をする者に対して、起業、事業承継又は第二創業に必要な経費の一部を都道府県が起業支援金として支給する事業
 ※当該起業者が、東京 23 区の在住・在勤者であって、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住した者である場合には、上記(1)の移住支援金も給付。
- ・ 都道府県が、起業、事業承継又は第二創業をする者の公募から採択業務を含めた一連の執行業務及び起業等に関する伴走支援業務を行う事業

(3) 新規就業等支援事業

- ・ 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業を支援する取組や、デジタル技術の習得や仕事への活用促進を支援する取組を行うために都道府県が官民連携のプラットフォームを形成して実施する取組を支援する事業

3. 交付対象事業

事業分野別の交付対象事業数・採択額は、以下のとおりである。また、都道府県別の交付対象事業の一覧は、別紙のとおりである。

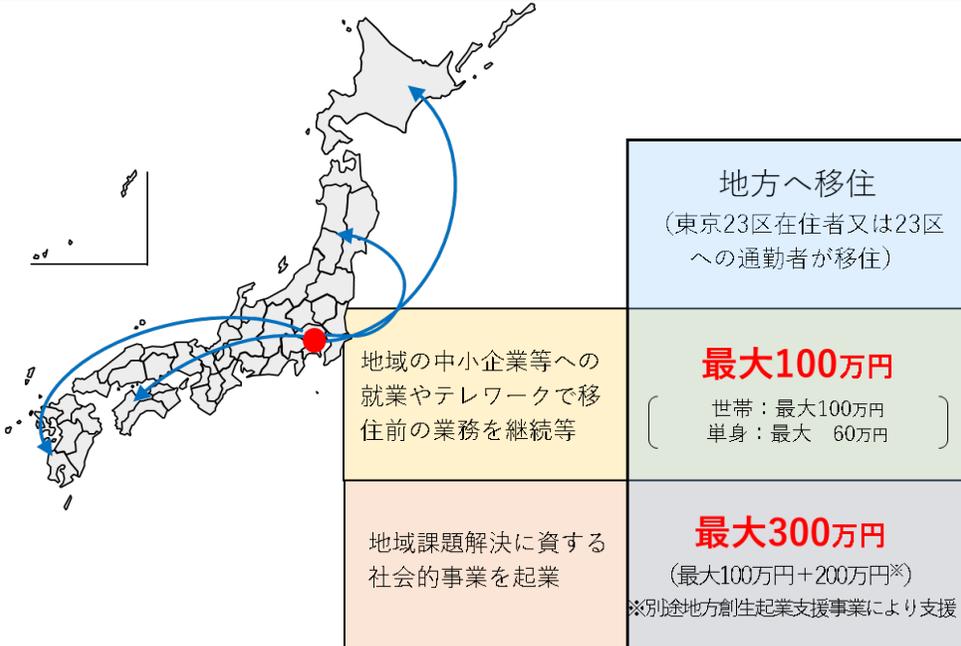
	事業分野	交付対象事業数 (都道府県数)	採択額
新規	申請なし		
変更	地方創生移住支援事業・ マッチング支援事業・ 地方移住支援窓口機能強化事業	8	1.9 億円
	地方創生起業支援事業		
	新規就業等支援事業	申請なし	
合計	地方創生移住支援事業・ マッチング支援事業・ 地方移住支援窓口機能強化事業	8	1.9 億円
	地方創生起業支援事業		
	新規就業等支援事業	申請なし	

4. 今後のスケジュール

8月中旬 交付決定

地方創生移住支援事業について

- 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等をデジタル田園都市国家構想交付金により支援。
- 子育て世帯の移住を強力に後押しするため、令和5年度から「子育て世帯加算」を従来の子供一人当たり最大30万円から、**最大100万円に増額**。



18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大100万円を加算(R5拡充)

- ※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ※ 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される地域を有する市町村(政令指定都市を除く)

<資金の流れ>

デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型)として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・過去10年で直近1年通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住
- ・移住先で、①地域の中小企業等への就業※1
②テレワークにより移住前の業務を継続
③地域で起業 等を実施

※1:都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要あり

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等のおち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

移住支援金を受給

※ 支援金の受給には、移住先の自治体が本事業を実施していることが必要

地方創生起業支援事業について

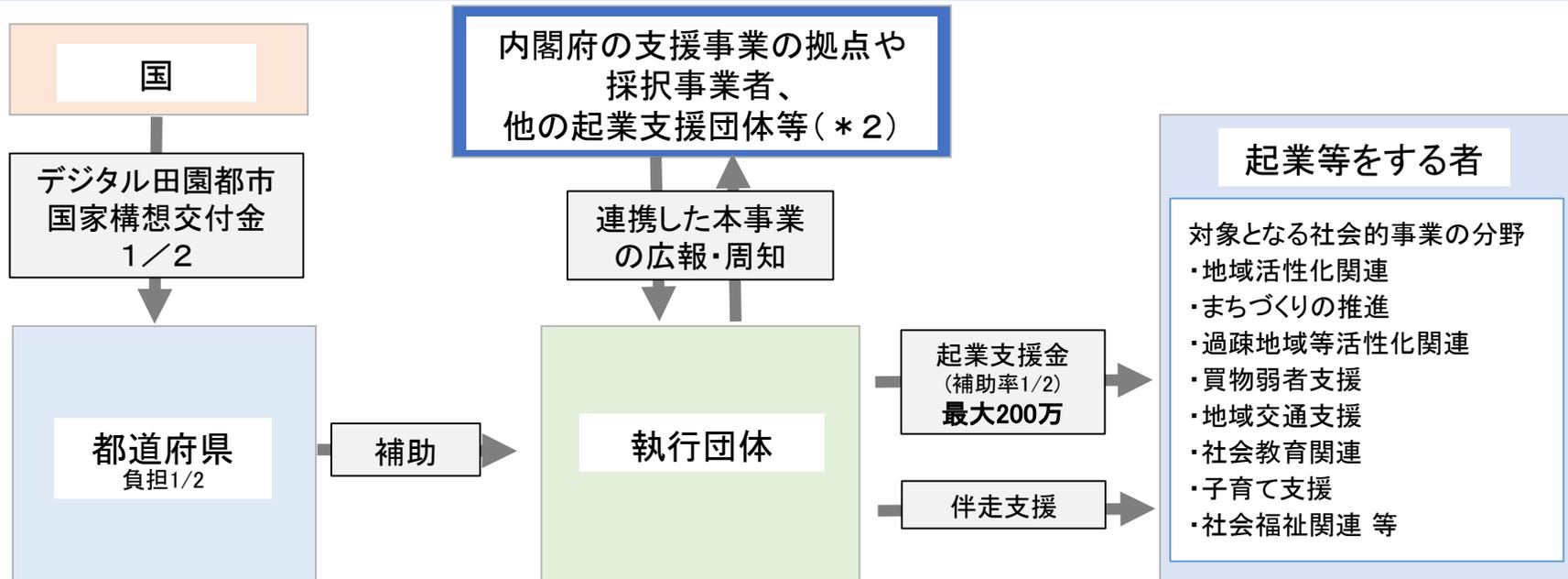
- ・事業費を国と都道府県が1/2ずつ負担し、デジタル技術を活用した地域課題の解決を目的とした起業等（情報通信関連業種における事業承継・第二創業を含む）をする者に対して、起業等に必要経費の一部を起業支援金として支給する。

【起業支援金の上限金額は200万円とし、補助率は1/2以内とする。】

- ・各都道府県が対象となる社会的事業の分野を地域再生計画に位置づけ、当該分野における「社会性」、「事業性」、「必要性」、「デジタル技術の活用(*1)」を満たす起業等を支援する。

(注)令和5年度より、生産性の向上等につながる起業等を支援するため、申請要件に「デジタル技術の活用」を追加。

- ・各都道府県は、公募を通じて執行団体を選定する。執行団体は、起業等をする者の公募から採択までの業務を含めた一連の執行業務及び起業等に関する伴走支援業務を行う。



*1 活用するデジタル技術は、キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、ECサイトによる販売や、既存ツールを含むSNSやWebサイトでの情報発信、Wi-Fi環境整備などの起業等をする事業に資するデジタル技術を幅広く受け付ける。

*2 内閣府の支援事業の拠点や採択事業者とは、プロフェッショナル人材事業の拠点や、先導的人材マッチング事業の採択事業者のことをいう。また、他の起業支援団体等とは、日本政策金融公庫等の政府系金融機関、大学、商工会・商工会議所、市町村の起業支援部門等の起業支援を行う団体等を想定している。

新規就業等支援事業について

- 都道府県を実施主体として、官民連携のプラットフォームを形成した上で、地域の実情に応じて「掘り起こし」/「職場環境改善支援」/「マッチング支援」/「就労訓練・研修」等の一連の取組について、ハローワークや公的職業訓練など既存の制度も最大限活用しながら、民間企業のノウハウを取り入れ、一体的かつ包括的に実施する体制を構築する。
- 連携体制により実施する下記①～⑥の取組を交付金によって支援する。

現在働いていない女性や
高齢者等の新規就業の支援
⇒ 無業者のみ対象

デジタル技術の習得や、
仕事への活用促進の支援
⇒ 無業者・有業者ともに対象

都道府県の事業のイメージ

《官民連携型のプラットフォーム形成》

＜女性・高齢者等の「働き手」の支援＞

① 掘り起こし

支援対象者の発見、就労意欲を喚起

- (例) ◎対象者に応じた媒体による情報発信 (SNS、新聞広告等)
◎老人クラブ、母親サークル、パソコン教室等の身近な地域の機関と連携したセミナー、相談支援への誘導 等



(公報、SNSなど対象者に応じた媒体の活用)

③ 就労訓練・研修

仕事につながるデジタルスキルの習得を支援

- (例)
◎インターン型就業体験
◎PCスキルに関するオンライン講習

公的職業訓練は範囲外

(webデザインやデータ集計、SNSの活用等に関する講習)



⑥ 統合管理業務

官民が連携して
一体的・包括的に実施



(相談窓口を設置して、制約や事情を踏まえた就業のアドバイスを実施)

④ マッチング支援

相談支援や面接会などによりマッチングを支援
(人手不足業界やデジタル分野の企業等への勧奨も実施)

- (例) ◎労働条件等の調整、相談員による面接指導
◎合同面接会、職場体験会

ハローワーク等での対応
※官民連携PFで連携

⑤ 伴走支援 (定着支援)

＜中小企業等の支援＞

② 職場環境改善支援

女性・高齢者等の働きやすさの観点から、
専門家の知見やデジタル技術の活用を通じて、
業務の改善策を提案

- (例) 【ソフト・ハード両面からの見直し】
◎業務プロセス改革による業務切り出しと再編
◎短時間勤務の導入
◎サテライトオフィス等の在宅ワーク環境の整備
◎業務改善ツールの導入 等



(業務プロセス改革のコンサルテーション)

各省庁の補助金・助成金も活用



(宅配便の住宅配送業務を地域の高齢者に委託)



(自宅近辺にサテライトオフィスを設置)

新規就業や、仕事へのデジタル技術の活用を実現!

※ は、都道府県で実施する取組に対して、 は、地方版総合戦略等を踏まえて、都道府県において、支援対象者・支援対象企業等やマッチングの実現を目指す重点対象分野を設定。国がデジタル交付金で支援する部分。
※都道府県は、民間事業者、関係機関(市町村、経済団体、労働局・ハローワーク等)と協働し既存の支援スキーム等も最大限活用。

新規就業等支援事業の採択結果、拡充措置の活用状況について

- 新規就業等支援事業については、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地域の取組への支援のさらなる加速化として、これまでの現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保に資する取組に加えて、以下の措置を拡充した。

【拡充①】 **デジタル技術の習得や仕事への活用促進を支援する措置**については、支援の対象を無業者に限定せず、**現在既にパート等として働いている有業者についても支援対象に追加**

【拡充②】 ①の措置を実施する都道府県は、**交付対象事業の上限額を拡充**（8000万円 ⇒ 8500万円）

採択した都道府県	拡充措置の活用
北海道	-
青森県	○
秋田県	-
山形県	○
福島県	○
栃木県	-
群馬県	○
埼玉県	○
千葉県	○
新潟県	-
富山県	○
石川県	○
長野県	-
静岡県	-
愛知県	-
滋賀県	-
京都府	-
大阪府	-
山口県	○
香川県	○
福岡県	○
佐賀県	-
長崎県	-
宮崎県	-

従前の事業内容

現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進を目的として、本事業に関わる民間事業者や地域の関係機関からなる官民連携プラットフォームによって、「働き手」・「企業」双方へのアプローチとして、右記の取組を支援。

※上限額：8000万円
（採択額は1/2の4000万円）

拡充した内容

- ①働き手への支援の対象者について、**デジタル技術の習得や、仕事への活用促進を支援する措置を行う場合には、無業者に限らず有業者についても支援対象に含むこととする。**
- ②上記を実施する場合、**上限額を拡充。**（事業費ベース：8500万円に拡充）

働き手への支援

無業者（育児中の女性や定年退職後の高齢者のほか、障がい者など”現在働いていない者”全般）を対象として、

- **掘り起こし**（就業意欲の喚起）
- **就労訓練・研修**
- **就職後の伴走支援**（定着支援）

企業への支援

企業（人手不足に直面する中小企業を念頭にしつつ、規模等の要件はなし）を対象として、

- **職場環境改善支援**（職から離れていた者が復帰しやすいような短時間・簡単な仕事の切り出し等）

マッチング

デジタル技術の習得や仕事への活用促進を支援する措置については、**有業者**を支援対象に追加

主な事業の内容（デジタル活用促進支援）

- ✓子育て中の無業・パートの女性を対象に、DX関連、webデザイン、CAD等の講座を段階的にステップアップできるよう基礎・応用・実践にレベルを分け、自宅で受講できるようオンラインで実施（埼玉県）
- ✓無業・非正規の女性に対して、高度なデジタル技術の習得と、県内企業へのインターンシップを組み合わせた教育訓練プログラムを提供（山口県）

デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))事業一覧(令和5年度第2回)

1. 地方創生移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業、起業支援事業

<新規事業分> 申請なし

<変更事業分>

都道府県	地方創生移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業 における連携市町村	交付対象事業名		変更増減額(千円)
		地方創生移住支援事業・マッチング支援事業 ・地方移住支援窓口機能強化事業	地方創生起業支援事業	
北海道	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美幌市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、長万部町、江差町、黒松内町、蘭越町、真狩村、喜茂別町、京極町、岩内町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、剣淵町、下川町、美深町、中川町、幌加内町、増毛町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、美幌町、津別町、斜里町、訓子府町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、清河町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	UIターン新規就業支援事業	地域課題解決型起業支援事業	1,732
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町	わくわく茨城生活実現事業	地域課題解決型起業支援事業	85,017
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	地方創生・移住支援金交付事業	地域課題解決型起業支援事業	60,200
岐阜県	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村	東京圏からの移住支援事業	地域課題解決型創業支援事業	8,000
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、熊野町、坂町、安芸太田町、世羅町、神石高原町	ひろしまスタイル移住・マッチング支援	ひろしまスタイル起業支援	0
熊本県	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、水川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町	くまもと版地方創生移住支援事業	くまもと版地方創生起業支援事業	17,500
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、十島村、さつま町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、南種子町、屋久島町、宇検村、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町	かごしまUIターン移住・就業支援事業	かごしま地域課題解決型起業支援事業	4,896
沖縄県	うるま市、伊江村	沖縄県移住支援・マッチング支援事業	スタートアップ起業支援金交付事業	8,320

2. 新規就業等支援事業

<新規事業分> 申請なし

<変更事業分> 申請なし